

○岡山県警察通告関係業務実施規程

(令和 5 年 12 月 20 日警察訓令第 65 号)

岡山県警察通告関係業務実施規程を次のように定める。

岡山県警察通告関係業務実施規程

交通反則通告制度に関する業務実施規程(昭和 43 年岡山県警察訓令第 14 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 127 条第 1 項の規定による通告に関する業務(以下「通告関係業務」という。)について、円滑な運用を期するため必要な事項を定めることを目的とする。

(通告実施機関の設置等)

第 2 条 通告関係業務を処理するため岡山県警察本部庁舎内に通告実施機関を設置する。

2 通告実施機関の名称は岡山交通反則通告センター(以下「通告センター」という。)とし、通告センターにおける通告関係業務は交通部交通指導課において処理する。

3 通告センターに岡山交通反則通告センター長(以下「通告センター長」という。)を置き、交通部交通指導課長をもって充てる。

(通告官)

第 3 条 通告官は、通告センター長をもって充て、次に掲げる事項以外の通告関係業務を専決するものとする。ただし、次に掲げる事項についても軽易又は定型的なものについては専決することができるものとする。

- (1) 法第 127 条第 2 項の規定による通知及び通告の決定
- (2) 反則金相当額又は反則金の返還の決定
- (3) 交通反則該当事件として検察庁から逆送された事件の処理
- (4) 警察本部長指揮事件に該当する交通反則事件の処理
- (5) その他警察本部長が特に必要と認めた事項

(通告補佐官)

第 4 条 通告官を補佐する者として通告補佐官を置き、警部以上の階級にある警察官をもって充てる。

(告知警察官の措置)

第 5 条 反則者に告知をした警察官は、速やかに交通反則告知書を除く反則切符及び関係書類を所属長を経由して警察本部長に報告すること。

(所属長の措置)

第 6 条 反則切符等の提出を受けた所属長は、その内容を点検し、交通事件原票及び交通反則通告書は告知日から 7 日以内に通告センターに、取締り原票は 5 日以内に交通部運転管理課に、それぞれ関係書類を添付して送付すること。

2 告知報告書・交通法令違反事件簿は、交通反則事件簿に用いること。

(通告等の決定及び措置)

第7条 交通事件原票及び交通反則通告書の送付を受けた通告官は、内容を審査し、告知を受けた者が告知された種別に属する反則行為をした反則者であるか否かの認定を行い、次に定めるところにより処理すること。

(1) 告知を受けた者が告知された種別に属する反則行為をした反則者であると認定したときは、法第127条第1項の規定による通告の決定を行うこと。

(2) 反則金相当額、反則事項・罰条等告知内容に誤りがある場合であって、反則行為の種別に誤りがないときは、法第127条第1項の規定による通告の決定を行うこと。この場合において、当該通告の決定をしたときは、法第127条第2項前段の規定を準用する。

(3) 告知を受けた者が告知された種別に属する反則行為をした反則者でないと認定した場合は、法第127条第2項前段の規定による通知の決定を行うこと。この場合において、告知を受けた者が反則者であるが告知内容と異なる他の種別の反則行為をしたものであるときは、同項後段の規定に基づく通告の決定を併せて行うこと。

(4) 前号の措置を執ったときは、その旨を速やかに交通部運転管理課長に連絡すること。

(公示通告)

第8条 通告官は、法第127条第1項の規定による通告に該当する反則者について、徴収実施機関から通知される納付者通知票により、法第129条第1項の規定による反則金に相当する金額の仮の納付(以下「仮納付」という。)の有無について照合を行い、当該反則者が仮納付をしているときは、交通反則公示通告書により告知のあった日のおおむね2週間後から3日間、岡山県警察本部の掲示板に掲示して通告を行うこと。

(交付通告)

第9条 通告官は、反則者が出頭の告知に従って通告センターに出頭したときは、事情を聴取した上、交通反則告知書を直接交付して通告すること。ただし、出頭した反則者から事情を聴取した結果通告内容を変更する必要があると認めるときは、第7条第1号、第2号又は第3号に規定する措置を執ること。

(送付通告等)

第10条 通告官は、通告書を送付して通告を行おうとするときは、出頭を告知されたにもかかわらず出頭しなかった者に対しては出頭日の経過後速やかに、出頭を告知されなかった反則者に対しては仮納付した場合の納付者通知票の到達に要する日数を考慮した上で速やかに、配達証明郵便により行うこと。

2 通告書の送付に要する費用の納付についての通告は、法第127条第1項の規定による通告を行う場合は原則として併せて行うこととし、同条第2項後段の規定による通告を行う場合は行わないこと。

3 通告官は、通告書が配達不能として返送されたときは、法第 130 条第 2 号に該当する場合を除き、交通反則通告・告知書交付嘱託書(様式第 1 号)により反則者の住居地を管轄する警察署長に通告書の交付を嘱託することができる。

4 前項の規定による嘱託は、県外に居住する反則者に対し交通反則告知書を交付する場合に準用する。

(通告実施上の留意事項)

第 11 条 通告官は、告知の内容に疑義が生じた場合又は出頭した反則者の事情聴取の際に否認若しくは異議の申し立てがあった場合には、必要により告知した警察官から事情を聴取し、又は現場の見分を行うなどして違反事実の認定に適正を期すること。

2 法第 127 条第 1 項の規定による通告の場合において、反則金相当額の訂正等告知書の記載内容を是正するときは、その内容の程度に応じ、告知内容を修正した旨の通知を交通反則告知是正通知書(道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)別記様式第 27)を利用して併せて行うこと。

(納付書の交付等)

第 12 条 通告を行うときは、通告書に併せて納付書を交付し、又は送付することとし、当該納付書の亡失、滅失、汚損又は破損(以下「亡失等」という。)による再交付の申請があったときは、納付書を再交付すること。

2 警察本部長は、反則者から次に掲げる場合に該当する申出を受けたときは、当該反則者に通告をした警察本部長(歳入徴収官)を宛先とする納付書の交付を行うものとする。

(1) 通告書の通告年月日欄記載の日の後に通告書の送付を受け、通告書記載の納付期限内に反則金を納付しないで、道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。)第 52 条第 2 項の規定により納付書の交付を受けようとする場合

(2) 令第 51 条の規定に該当する理由により所定の納付期限までに反則金を納付することができなかつた者が、当該事情がやんだ日の翌日から起算して 10 日以内に反則金を納付するために令第 52 条第 2 項の規定により納付書の交付を受けようとする場合

(3) 納付書を亡失等したため納付書の再交付の申請があった場合

3 通告に伴う納付書の交付及び再交付は、通告センターにおいて行うこととする。ただし、納付書の亡失等があった場合の再交付の取扱いは、反則者が通告書を持参したときに限り警察署においても行うことができる。

4 告知書添付の納付書を亡失等した場合の再交付の取扱いは、原則として反則者が告知書を持参したときに限り、通告センター及び各警察署において行うこと。

5 納付書の再交付及び第 2 項の規定による納付書の交付の申請は、納付書交付(再交付)申請書(様式第 2 号)により取り扱うこと。

6 令第 51 条に規定する「警察本部長がやむを得ないと認める事情」は、反則者が納付の意思と能力を有しながら不測の障害により負傷し、又は罹病し、かつ、反則金の納付を他人に依頼することもできなかつた場合等とし、通告官が認定する。

(納付書交付上の留意事項)

第 13 条 前条第 2 項第 1 号に規定する場合に該当して納付書の交付を行うときは、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 通告書を発送した通告官が取り扱うときは、配達郵便局から通知される郵便物配達証明書によりその通告書の到達日を確認すること。

(2) 通告書を発送した通告官以外の者が取り扱うときは、発送した通告官に到達日を照会するとともに所要事項を通報すること。

2 前条第 2 項第 2 号に規定する場合に該当して納付書の交付を行う場合であつて通告書の交付又は送付を行った通告官以外の者が交付したときは、直ちに通告書の交付又は送付を行った通告官に所要事項を通報すること。

(反則金不納付事件等の処理)

第 14 条 交通反則事件として通告センターに報告された事件のうち、反則金不納付事件及び非反則事件並びに交通反則事件に関連する両罰規定適用事件等(以下「反則金不納付事件等」という。)については、原則として通告官が司法警察員として事件を管轄する検察庁又は家庭裁判所に送致すること。

2 反則金不納付事件等は、原則として警察、検察庁及び裁判所の三者による即日処理方式により処理すること。

3 前項の規定にかかわらず、管内の遠隔地に居住している等の理由により通告センター長が出頭場所に出頭させることが適当でないと認めるときは、警察間移送を行うこととし、当該移送に係る留意事項は次に掲げるものとする。

(1) 警察間移送を行う範囲は、県内居住者に限ること。

(2) 警察間移送は、原則として反則者の住居地を管轄する警察署に行うこと。

(3) 警察間移送を受けた警察署は、前項の規定による即日処理方式により事件を処理すること。ただし、即日処理方式によらず処理を行うときは、通常の事件送致により処理すること。

4 反則金不納付事件等が少年に係るものであるときは、少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 41 条の規定により家庭裁判所に送致する事件又は一般の例により検察官に送致する事件の区別をし、交通事件原票の番号欄の上部欄外に「少直」又は「少検」と表示の上、送致すること。

(反則金納付事件の処理)

第 15 条 通告により反則金が納付された事件(科刑上一罪の関係にある事件を含む。)については送致を要しない。ただし、告訴又は告発に係る事件については、刑事訴訟法

(昭和 23 年法律第 131 号)第 242 条により検察官に送付するものとし、被疑者を逮捕した事件については、被疑者の氏名等を検察官に一括通知すること。

- 2 少年に係る反則金納付事件については、家庭裁判所において、その者の別の事件に係属した場合の前歴の把握に資するため、警察本部長から家庭裁判所に反則行為の内容等を一括通知すること。

(通告欠如事件の受理等)

第 16 条 警察から検察庁に送致した事件で、通告欠如等の理由により不起訴処分に付され交通反則事件に該当するとして事件が検察庁から逆送されたときは、当該事件の送致元にかかわらず、当該事件の記録を受理すること。

- 2 警察又は検察庁から家庭裁判所に送致した事件で、通告欠如等の理由により審判不開始又は不処分決定がなされ交通反則事件に該当するとして家庭裁判所から通知されたときは、当該事件の送致元にかかわらず、当該事件の記録を受理すること。

- 3 前 2 項の規定により受理した記録に係る事件が交通反則事件に該当すると警察本部長が認定した場合は、反則者に対する納付書の交付等所定の手続を執ること。この場合において、警察本部長が通告権を有しない事件であっても、反則者が県内に居住するときは、当該反則者に告知を行った後、通告権のある都道府県警察本部長宛てに移送を行うこと。

- 4 法第 130 条の 2 第 1 項の規定により、家庭裁判所の指示に基づく納付書の交付を行ったときは、当該裁判所に対し、指示による反則金納付者・不納付者通知書(様式第 3 号)を送付すること。

(送致該当事件の処理)

第 17 条 送致該当事件のうち、法第 130 条第 1 号に規定する場合に該当して反則者に告知をしなかった事件は、交通切符又は基本書式に疎明資料を添付して事件を処理すること。

- 2 送致該当事件のうち、法第 130 条第 2 号に規定する場合に該当して告知又は通告が不能となった場合は、交通反則切符に疎明資料を添付して事件を処理すること。

- 3 第 1 項に規定する告知をしなかった事件及び前項に規定する告知不能となった事件については、通告センターに引き継ぐことなく、違反を認知した所属において、非反則事件と同様の処理を行うこと。

- 4 第 2 項に規定する通告不能となった事件については、交通反則事件の不納付事件の処理を行うこと。

(反則金の還付)

第 18 条 反則金を還付すべき事由が発生したときは、反則金還付発生通知書(様式第 4 号)により通知すること。

- 2 仮納付した者が告知の是正をする必要のあるものである場合は、交通反則告知是正通知書に反則金還付通知書及び反則金還付請求書を併せて送付し、送付した旨を反則金還付通知書送付完了報告書(様式第5号)により報告すること。

(文書の保存)

第19条 文書の保存は次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
交通反則通告・告知書交付囑託書	受理した警察署	5年
納付書交付(再交付)申請書	受理した所属	5年
反則金還付発生通知書	交通部交通指導課	5年
反則金還付通知書送付完了報告書	交通部交通指導課	5年

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
(交通反則通告実施機関設置規程の廃止)
- 2 交通反則通告実施機関設置規程(昭和43年岡山県警察訓令第13号)は、廃止する。